別紙様式

＜都市住民等との交流の実践を目標としている事例＞

○棚田オーナー制度、体験農園の開設

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県八百津町赤 薙（やおつちようあかなぎ）			
協 定 面 積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
6.8 ha	水稲・野菜			
交 付 金 額	個人配分			30.0%
143万円	共同取組活動（70%）	電気柵・防護ネットの設置		24.0%
		農地、農道、水路及び河川の草刈り並びに管理		24.0%
		ホタルの保護活動		22.0%
協定参加者	農業者　42人、非農業者　3人			

２．集落マスタープランの概要

転作田に景観作物の作付けや農作業の委託を図る。

また、体験農園を開設し、棚田オーナー制度の受け入れを積極的に行う。

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6.8ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理
  - ・水路　0.5km、年2回 清掃、草刈り
  - ・農道　0.5km、年1回 草刈り
  - 共同取組活動
- 電気柵等の設置
  - ・電気柵　2.0km
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の草刈り（0.1ha、年1回）
  - 共同取組活動
- 景観作物の作付け（景観作物としてれんげを0.1ha作付けた。）
  - 共同取組活動
- ホタルの保護活動（カワニナの放流）
  - 共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 担い手への農作業の委託（集落の認定農業者に0.1ha委託。目標0.8ha）
  - 個別対応
- 都市住民との交流（棚田オーナー制度、体験農園を実施。目標10組）
  - 共同取組活動
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携
  - ・非農家3名を含む地域内環境整備活動を実施
  - 共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

本集落は、八百津町の北西部の山間地に位置し、過疎化・高齢化が進む地域であるため、農地の耕作放棄や荒廃が懸念されていた。そこで平成１８年度から中山間地域等直接支払制度を取り入れ農地の保全に努めている。

活動としては、転作田に・景観作物の作付けや農作業の委託を図る。体験農園を開設し、棚田オーナー制度の受け入れを積極的に行っている。

また、鳥獣害防止施設、草刈り、水路・農道等の管理、河川の清掃・浄化と農薬を軽減し、ホタルの保護活動にも取り組んでいる。

○農用地等保全マップ

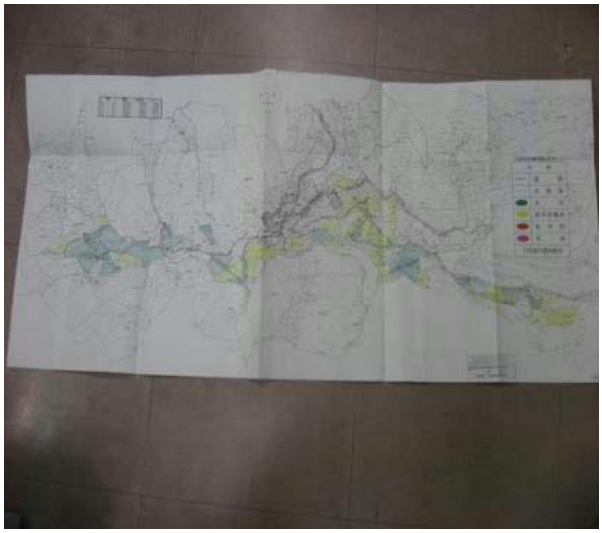

集落内の農用地を防護柵等で覆い、水路、農道等の管理を共同取組活動として実施する。

棚田のオーナー制度の受け入れを行い、都市住民との交流を図る。

棚田オーナーによる田植え

棚田オーナーによる稲刈り

［平成19年度までの主な効果］

○ 担い手への利用集積による体質強化
（目標0.8ha、実績0.1ha）

○ 都市住民等との交流による地域活性化
（目標10組、実績8組）

○ ホタルの保護活動
（河川の清掃、減農薬栽培を実施し、カワニナの養殖と放流）